山都町第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画について

１．計画策定の背景

山都町では、令和６年３月に「第４期障害者基本計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」を策定し、計画的な障がい者支援の推進を図っています。

近年では国において、令和６年４月に障害者差別解消法が一部改正され、事業者に対し「合理的配慮」の提供が義務付けられたほか、令和６年１２月には障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部において「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が決定され、「特定の疾病や障がいを有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別」や「障がいのない人を基準とし障がいのある人を劣っているとみなす態度や行動」との決別の決意の下、障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて、政府一丸となって取り組むこととしています。

山都町においては、現計画に沿った施策の推進や郡域で運営される地域自立支援協議会などにおいて郡域内の拠点整備や相談事業の強化などに関する協議を深め、令和６年４月に委託相談事業の再編、令和８年４月に上益城障がい者基幹相談支援センターを発足させるなど、地域障がい福祉の向上に向けた事業を進めています。

こうした中、令和８年度には「第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」が終了することから、本計画では、障害者総合支援法や児童福祉法に定めるサービス等の必要量を見込むとともに、その提供体制の計画的な整備を図ることにより、これまでの数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や県の計画、近年行われた制度改正等を踏まえ、本計画を策定するものであります。

２．計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりです。また計画の策定に当たっては、「第３次山都町総合計画」や「山都町地域福祉計画」及びその他各分野別計画との整合性を図るものとします。

【第３次山都町総合計画】

町の最上位計画として、町が実施するすべての施策を取りまとめた計画

【第３期山都町地域福祉計画・第４期山都町地域福祉活動計画】

福祉・保健等の分野を包括し、地域福祉施策の方針を取りまとめた計画

≪障がい福祉施策に関する計画≫

【山都町第４期障害者基本計画】

障害者基本法第１１条第３項に基づく、「市町村障害者計画」に相当し、障害者基本計画及び県障害者計画を基本とするとともに、山都町における障がい者の状況等を踏まえ、関係者の意見を徴収し、障がい者のための施策に関する基本的な計画として位置づけられる。

【山都町第８期障がい福祉計画】

障害者総合支援法第８８条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項等を定めるものと位置づけられる。

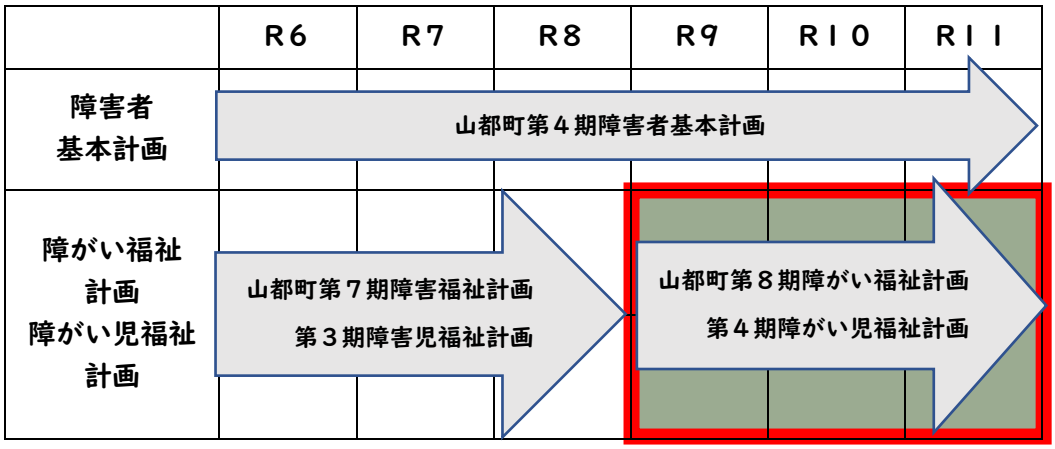
【山都町第４期障がい児福祉計画】

児童福祉法第３３条の２０第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるものと位置づけられる。

３．計画対象期間

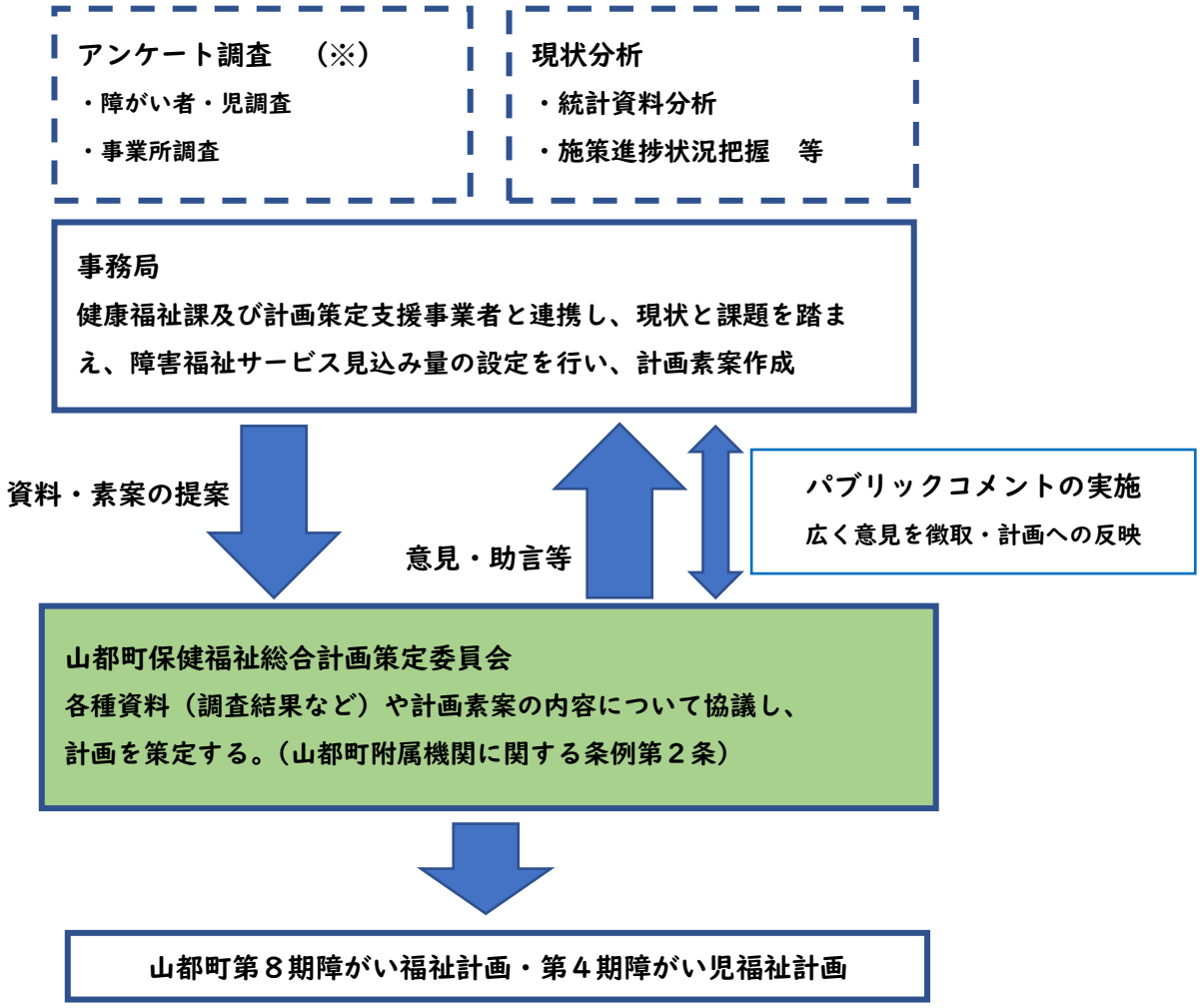
山都町第８期障がい福祉計画　　令和９年度から令和１１年度まで　（３年間）

山都町第４期障がい児福祉計画　　〃



４．計画策定体制

下記図の体制で計画策定を進めます。



５．障がい福祉に関する法律・制度等の動向

令和5年3月策定
「障害者基本計画（第5次計画）」
（令和5年度～令和9年度）

●各分野に共通する横断的視点
(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
(2) 共生社会の実現に資する取組の推進
(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
(5) 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
(6) ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

令和6年3月策定
「第7期障害福祉計画」「第3期障害児福祉計画」
（令和6年度～令和8年度）

●基本的指針見直しの主なポイント
・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
・福祉施設から一般就労への移行等
・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
・発達障がい者等支援の一層の充実
・地域における相談支援体制の充実・強化
・障がい者等に対する虐待の防止
・地域共生社会の実現に向けた取組
・障がい福祉サービスの質の確保
・障がい福祉人材の確保・定着
・きめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
・障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
・その他：地方分権提案に対する対応

令和6年4月施行
「障害者差別解消法」一部改正

●改正の主なポイント
・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
・障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化
・障害者差別解消支援地域協議会の設置の促進

令和6年4月施行
「児童福祉法の一部を改正する法律」制定

●改正の主なポイント
・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
・社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
・児童の意見聴取等の仕組みの整備
・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
・児童をわいせつ行為から守る環境整備等

令和6年4月施行
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」制定

●改正の主なポイント
・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
・障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備

令和6年12月　障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた対策推進本部決定
「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」

●考え方

・「特定の疾病や障がいを有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別」や「障がいのない人を基準とし障がいのある人を劣っているとみなす態度や行動」との決別の決意の下、障がい者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けて、政府一丸となって取り組む

●主なポイント

①子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進
②公務員の意識改革に向けた取組の強化
③ユニバーサルデザイン 2020 行動計画で提唱された『心のバリアフリー』の取組の強化
④障がい当事者からの意見を踏まえた今後に向けた更なる検討

令和6年から令和8年の動向
「障害者雇用率制度」

●主なポイント

・事業主に対して、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者の雇用を義務付け
　＜令和６年４月から令和８年６月まで＞
　　民間企業：2.5%　国・地方自治体：2.8%　都道府県等の教育委員会：2.7%
　＜令和８年７月以降＞
　　民間企業：2.7%　国・地方自治体：3.0%　都道府県等の教育委員会：2.9%

令和9年3月策定
「第8期障がい福祉計画」「第4期障がい児福祉計画」（令和9年度～令和 11 年度）

●基本的指針見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援（継続）
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
③福祉施設から一般就労への移行等（継続）
④障がい児支援の提供体制の整備等（見直し）
⑤地域における相談支援体制の充実強化（継続）
⑥障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上（新規）
⑦障害福祉サービスの質の確保等（継続）
⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備（新規）
⑨高次脳機能障がい者に対する支援（新規）
⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保（新規）
⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組（新規）
⑫住宅セーフティネット制度との連携（新規）
⑬地域差の是正・指定の在り方等（新規）
⑭障がい者等に対する虐待の防止等（新規）
⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進（新規）
⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保（新規）

６．計画策定までのスケジュール

事項	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
基礎調査												
アンケート 実施、集計												
アンケート 分析、整理												
見込量・成果目標の設定												
計画素案の作成												
策定委員会					8/3(月)		第2 回以降は改めて日程をお知らせします					
パブリックコメント												
計画素案修正												
印刷・製本												

（ 注）業務進捗の都合により スケジュール変更の可能性があり ます。

検討委員会に関する主な事項

第１回　　委員委嘱、計画策定概要説明
第２回　　現状分析報告（アンケート結果等）、計画骨子等検討
第３回　　サービス見込み量検討
第４回　　計画素案検討
第５回　　計画素案承認

７．現在実施中のアンケート調査について

①アンケート調査の実施・分析

令和８年７～８月において障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳）を持つ方等及びサービス提供事業所を対象にアンケート調査を実施しています。

◆調査対象者

区分	調査対象	対象者	調査目的
障がいのある方（１８歳以上）	１８歳以上で障害者手帳を持つ方、障がい福祉サービスを利用中の方	454 名	障がいのある方の現在の生活実態の把握、障がい福祉サービス等の利用状況、意向、施策に関する意見を把握するため
障がいのある方（１８歳未満）	18 歳未満で障害者手帳を持つ方、通所支援を利用中の方	46 名	障がいのある子どもの現在の生活実態の把握、障がい福祉サービス等の利用状況、意向、施策に関する意見を把握するため
障がい福祉サービス事業所	町内で障がい福祉サービスを実施する事業所	15 事業所	サービスの提供をしている事業所の運営状況、課題、意向などについて把握するため

◆調査方法

障がいのある方（18 歳以上）：郵送配布、郵送回収
障がいのある方（18 歳未満）：郵送配布、郵送または WEB 回収
障害福祉サービス事業所：郵送配布、郵送またはメール回収

８．計画書構成案について

現時点における構成案は以下の通りです。

国の基本方針を踏まえた上で山都町の実情に合った計画書とします。

構成案		備考
第１章	計画の策定にあたって	
	１．計画策定の背景	
	２．計画の位置づけと法的根拠	
	３．計画の期間	▸簡潔かつ目的の情報に行きつきやすい
	４．計画の対象者	
	５．計画の策定体制	
	６．障がい福祉に関する法律・制度等の動向	
第２章	障がい者を取り巻く現状	
	１．人口と障がい者数の推移	
	２．身体障がい者の状況	▸ データの推移や社会情勢等からみえる傾向や課題を整理する（人口、手帳所持者数、障がい児の状況　等）
	３．知的障がい者の状況	
	４．精神障がい者の状況	
	５．障がい児の状況	
第３章	アンケート調査結果からみる課題	
	１．アンケート調査の実施概要	
	２．障がいのある方へのアンケート調査結果	▸ アンケート調査結果からみえる地域の特性や課題を整理する
	３．事業所へのアンケート調査結果	
第４章	基本理念及び基本的考え方	
	１．基本理念	▸ 基本理念は原則「山都町第4期障害者基本計画」を踏襲する
	２．基本的考え方	
第５章	成果目標と活動指標の設定	
	１．福祉施設の入所者の地域生活への移行	
	２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	３．福祉施設から一般就労への移行等	▸ 国の基本方針を踏まえ、成果目標及び活動指標を設定する
	４．障がい児支援の提供体制の整備等	
	５．地域生活支援の充実	
	６．相談支援体制の充実・強化等	
	７．障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築	
第６章	障がい福祉サービスの見込量と確保方策	
	１．障がい福祉サービス・相談支援の見込み	▸障がい福祉サービス等及び障がい児支援の提供体制の確保等について定める
	２．障がい児支援の見込み	
	３．地域生活支援事業	
第７章	計画の推進に向けて	
	１．計画推進のために	
	２．計画の進行管理・評価	
資料編		
	１．山都町保健福祉総合計画策定委員名簿	
	２．用語集	

９．見込量と確保方策を設定する障害福祉サービスの体系について

